

YELL•Spiri



発行:社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル 1F **Veil**

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email: info@sr-yell.com URL: http://www.sr-yell.com

Facebook: https://www.facebook.com/yell1354

Contents

●代表より ●中小企業の人手不足対応事例 ●お試し"engage"求人 3 社限定 ●過労死等防止対策白書

●H30 年国会提出法案 ●家族手当の在り方 ●企業PR ●未来創造塾 ●年末年始休業・工事のご案内

鎌倉です。年内も残すところあと僅かですね。エールも繁忙期に突入しました!

12 月 1 日は私が社労士登録をした日なのですが、今年で満 16 年になりました。愛子さまの誕生日と同じ日なので、忘 れることなく振り返りの機会になっています。エールが多くの皆様との出会うことができ、そしてご期待をいただけるこ と、今こうして皆様多くの企業と関わらせていただき、人の側面から企業経営をサポートさせて頂いていることに、感謝 しかありません。

今年は HR テック(人事分野×テクノロジー)、クラウドサービスの多様化、高度化が急速に進みつつあるのを強く感 じた 1 年でした。 より人間でなければできない仕事を人間がする、という流れは加速するばかりです。 エールでも新 しいツールを取り入れたり、複数のシステムを並行しつつ、試行錯誤を続けておりますが、しばらくこうした流れが続き そうです。 選択するにも、「まずは自分たちでやってみる」ということにつきると思っています。

ここから先の日本を考えると激動の時代になることは間違いありませんし、多くの企業がこれに対応していくことにな ります。そして日本の少子高齢化は世界に類をみないスピードで進んでいきます。これからはますます人に焦点があた る時代になります。我々の社労士業務も、仕事のあり方は大きく変化していくと思います。でも"人"の問題は非効率な ことはたくさんあり、人でなくてもできることこそ徹底して合理化していかないと、そこにしっかり注力できない。エールは どんなサポートをしていくべきなのか、お客様にとって本当に価値ある事務所とはどんな事務所か。そうなるにはどん な課題をのりこえていく必要があるのか、日々はどうあるべきなのか、メンバーとこうした議論を重ねなければと思って います。これまで歩んできた延長上ではなく、メンバーと新たな時代を、新たな社労士事務所を創る段階に入ったと 日々いろいろな局面で感じています。組織一丸となってどう皆様のお役にたてるかどうかが問われている、そして求め られていると感じます。 そして、激動の時代だからこそ 「未来をまず描こうよ!」というところから、今年、理念プロジェ クトが立ち上がり、プロジェクトメンバーが中心となって全員で話をする時間が毎月ありました。リーダーとも未来を真剣 に考えるからこそ、ぶつかり合えた 1 年でした。そして、メンバーの未来ともすりあわせていく。私どもの取り組みも皆様 に共有させていただけるようにありたいと思っています。 年内も一同 最後まで走ります!



チームビルディンク、研修 サポートいたします(窟底)



全員参加 メンバーと示米を描く

2017エールで入れた 便利アプリベストろ

No.1 & chatwork

No.2 **kintone**

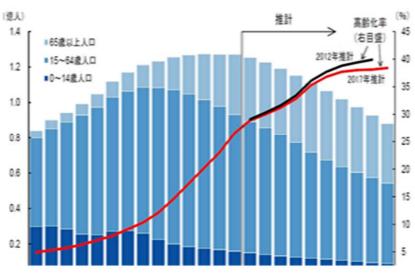
No.3 Teachime Biz

中小企業の人手不足の対応事例

 \cdots

労働力人口の減少

労働力人口とは(15歳~64歳)の年代を指します。少子高齢化の進むスピードは速く、働き手が減少していきます。先日厚労省が発表した 10月の有効求人倍率は 1.55倍となっており、過去最高の水準となっていますが、今後はさらに深刻な人手不足となることが見込まれています。



出典:総務省 我が国の労働力人口と非労働力人口

65歳以上人口比率

2016年 26.8%

2060年 39.9%

労働力人口

2016年 7,682万人

2060年 4,418万人



人手不足対応の事例サイトが公開

「人手不足への対応は喫緊の課題だが、具体的にはどうすればいいのか…」 「他社はどのような取り組みをしているのだろうか…」

このような多くの中小零細企業に共通する悩みに関して、中小企業庁は

「人手不足対応 100 事例」という専用サイトを作成しました。

このサイトの特徴としては

- ① 実践されている具体的な事例が数多く例示されているので、自社対応の参考となるものを探すことができる。
- ② 事例はいずれも中小企業・小規模事業所のものとなっているため 参考にしやすい
- ③「業種」「規模」「事業戦略」などの区分で検索が可能で使いやすい

「人手不足対応100事例」 https://www.chusho-jinzaibank.jp/hitode100/

事例の中には「自社でもそのまま実践してみよう!」というものが見つかるかもしれません。とても見やすいサイトですので、お気軽にご覧になってはいかがでしょうか。

人手不足対応 100事例から気になる事例をピックアップ!

 \cdots

事例① 女性社員の活躍

【対応内容】

- ①1日1つ専門知識を身につける「ワンポイントレッスン」を実施
- ②力仕事が必要な分野で、治具化、機械化、省力化を推進
- ③熟練者と未熟練者を組み合わせたり、作業を細分化することで、 女性が働きやすい作業工程を構築

【ここがポイント!】

- ・ハードとソフトの両面から改善が実施されており効果的
- ・女性だけではなく、若手社員などにもプラスの影響があり、効果が 限定的でない



事例② 社員定着・離職率の低下

【対応内容】

- ① 新入社員と年齢が近い先輩社員が教育担当者となって、業務や組織へのスムーズな定着をはかる「メンター制度」を設立
- ②週に一度は必ず、新入社員の悩みごとを聞く場を設けて、メンターと新入社員の双方の信頼関係を育む
- ③教育担当者の責任感を高める狙いから「教育担当手当」を毎月支給
- ④定着を促すために、入社後5年間は「定着支援金」を毎月支給

【ここがポイント!】

- ・明確でシンプルな制度設計は社員や求職者へのアピールがしやすい
- ・対象を中途社員や高齢社員等にすることで、ターゲットを変えた内容にアレンジ出来る柔軟性がある

事例③生産性の向上

【対応内容】

- ① 異なる工程での経験を促す異動を行うほか、希望者には他業種への異動も実施
- ②業種・業務ごとの負荷を把握。負荷が高い業務等を、負荷が低い業務等へと振り分けて、時間の平準化をはかった

【ここがポイント!】

- ・生産性向上と社員のスキル・満足度アップを両立する視点を持つ
- ・改善を現場に丸投げせず、抜本的な改善



エール 採用コンサルタントの天方です。ハローワークだけでなく、他の無料媒体も活用してみませんか? 1月末までに限り、顧問先企業様にお試しで先着3社様に "engage"(エンゲージ:スマホ対応のエン・ジャパンの無料採用支援ページ)の活用アドバイスをさせていただいております。自社作成は難しくありません! お気軽にお問合せください!

過労死等防止対策白書より②

先月11月号に引き続き、「過労死等防止対策白書」についてお届けします。 今回は過労死等の現状を踏まえた対策の政府における取組みの概要です。

過労死等防止対策 政府の取組み

「過労死ゼロ」緊急対策

① 労働時間の適正把握等について緊急要請

厚労省は主要な224の事業主団体に対し、以下の事項について要請を実施しました。

- ・36 協定締結の徹底、時間外・休日労働の削減に向けた取組や36 協定内容の見直し
- ・「労働時間の適正は把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を 踏まえた取り組みの徹底
- ・トップ自らリーダーシップを発揮し、メンタルヘルス対策の取組みを推進すること
- ・パワーハラスメントの予防や解決に向けた持続的な取組み
- ・長時間労働の一因となる短納期発注や発注内容の頻繁な変更の抑制等の配慮
- ② 労働者に対する相談窓口の充実
 - ・「労働条件相談ほっとライン」を開催(回線・開設日増加)
- ③ 労働基準法等の法令違反で公表した事案の Web サイトへの掲載

http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/170510-01.pdf (H29.5.10 より公表開始)

- ・労働基準関係法令違反の疑いで送検し、公表した事案
- ・是正指導段階での企業名公表制度の強化により、企業の経営トップに対して 指導し、その旨を公表した事案





H30 年国会法案(労働関係)提出予定

下記は労働関係法において平成 30 年通常国会提出予定の内容です。(一部を除いて H31 年 4 月 1 日施行予定)

I 労働基準法等の一部を改正する法律案

1、時間外労働の上限規制

月 45 時間かつ年 360 時間を限度とする。<u>特例として労使協定を結ぶ場合でも年 720 時間(=月平均 60 時間</u>)とる。特例期間では、<u>休日労働を含めて複数月の平均80時間以内、単月で100時間以内</u>とする。

特例の適用は年6回を上限とする。

- 2、残業 60 時間超の割増賃金の中小企業への適用猶予廃止
- 3、年次有給休暇 10日以上の労働者に対し、5 日時期指定・付与義務
- 4、フレックスタイム制の見直し
- 5、企画業務型裁量労働制の見直し
- 6、高度プロフェッショナル制度の創設

Ⅱ 同一労働同一賃金関連法律案

- 1、パート労働法の対象に有期契約労働者を追加
- 2、正規・非正規間の待遇格差に関する説明義務を新設
- 3、労働契約法 20 条を削除
- 4、均等待遇・均衡待遇についてパート労働法と同様の規定を新設

働き方改革一括法案 の行方、目が離せません。引き続き、情報を提供してまいります。

見直しが加速する家族手当の在り方

厚生労働省では、企業における「配偶者手当」のあり方に関する検討会を開催し、報告書や見直しを行う場合の留意点をまとめた資料等を出し、企業に見直しを促しています。

■ 背景 女性の就労促進

就業調整をする理由	割合(複数回答)
自分の所得税の非課税限度額(103万円)を超えると 税金を支払わな ければならないから	63.0%
一定額(130万円)を超えると配偶者の 健康保険、厚生年金等の被扶 養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから	49.3%
一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、 配偶者特 別控除が少なくなるから	37.7%
ー定額を超えると配偶者の会社の 配偶者手当がもらえなくなるから	20.6%

税制、社会保障制度とともに、配偶者の勤務先から支給される「配偶者手当」等を意識し、その年収を一定額以下に抑えるため就労時間を調整する、いわゆる「就業調整」が問題になっています。平成30年から所得税の配偶者控除・配偶者特別控除が変更になりますが、これも女性の就労促進が目的とされています。

「就業調整」は、女性がその持てる能力を十分に発揮できない要因となる可能性があるとともに、日本経済全体にとっても人的資源を十分に活用できない状況を生じさせるなどマイナスの効果があると考えられています。 「就業調整」の主な要因は、税制、社会保障制度ですが、少なからず配偶者手当も一定の影響を与えていることから、国が企業に対し見直しを促している状況です。

■ 見直し例

- ・配偶者手当を廃止し、子どもや障害を持つ家族等に対する手当を増額
- ・配偶者に手厚い支給内容を、扶養家族1人あたり同額に変更
- ・配偶者に対する手当を、一定の年齢(3歳の3月末、小学校卒業)までの 子どもがいる場合のみに限定して支給など



■ 今後について



- □ 自社の就業規則を確認し、平成30年所得税の配偶者控除・配偶者特別控除変更基準 もふまえ、支給要件があいまいな内容になっていないか、確認しておきましょう。
- □ 家族手当を見直しする際には、従業員に対し、制度の趣旨について丁寧な説明を行うことが求められます。
- □ 不利益を受ける労働者に対する経過措置等も、あわせて検討しましょう。

制度変更・就業規則改定のご検討は、担当者までお気軽にお問い合わせください。

企業 PR コーナ

貴社の製品、サービスなど企業PRを掲載します。ご希望がございましたらご連絡下さい。

InterSystems

弊社で開発した損傷記録システム「Surveynote」のご紹介をいたします。

建物の損傷状態を写真と共に瞬時に記録し、図面への記載、帳票の出力、写真帳の作成を自動で行います。

また、現場と事務所間でのデータ連携を可能とし、遠方での打ち合わせや指示も可能です。

以前のデータ履歴や作業工程のスケジュール管理も行う事が出来ます。

便利な機能が満載

図面を取り込み、持ち歩く必要が なく損傷の記録をする際はiPadで 楽々操作。自動で損傷サイズや面 積が記録出来ます。

大幅なコスト削減

現場での作業を終えると帳票 の作成がほぼ完了。 現場と事務所での情報共有 や打合せが可能です。

Surveynote

損傷記録システム サーベイノートは iPad で劣化図に損傷を記録すると 自動的に数量表を作成します 調査報告書作成の時間を大幅に削減する



クラウドシステムによる 低価格でのご提供

1企業様あたり 基本パック 10,000円 アカウントの作成数、図面の登録数 に制限はありません。





株式会社インターシステムズ

〒224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央42-21 TEL 045-949-6281 / FAX 045-949-6285 http://www.intersys.co.jp

パッケージ・ソフトウェアの開発・販売 ソフトウェア・周辺機器・システムなどの品質評価 システムの開発・評価・運用 CMS (コンテンツ管理システム)の開発・サービス提供・運用 動画配信システムの開発・サービス提供

※詳細は同封のパンフレットをご覧ください

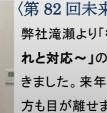
未来創造塾



Merry Christmas!







〈第82回未来創造塾〉11月16日 弊社滝瀬より「待ったなし~働き方改革の流 れと対応~」のテーマでお話しさせていただ きました。来年の働き方改革一括法案の行 方も目が離せません。継続して情報をお伝え してまいります!!

〈第83回未来創造塾〉 12月14日(木)16~18時 5 千円 ハローワーク横浜 10F 年内最後の異業種交流会

(無料) は18時から!



労働者派遣 (派14-301277)

「右腕・左腕・後継者の育て方」 ~人を育て、人を残す永続経営の要は「人」~ 税理士法人横浜総合事務所 代表 山本歩美氏

年末年始休業のお知らせ

平成29年12月29日(金)~

平成30年1月4日(木)

12月28日(木)は12時にて営業終了、年始 は1月5日(金)9時より通常営業致します。 何卒よろしくお願い申し上げます。

事務所改装工事のお知らせ

平成29年12月より平成30年1月末まで 応接室を2階に移す改装工事を行うため、応接・ 駐車場がご利用いただけない時期がございます。 ご不便をおかけしますが宜しくお願い申し上げま す。